

小牧市景観計画（案）の策定について

本市は、令和5年6月1日に景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画の策定が可能となりました。

景観行政団体とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことで、都道府県との協議を経て移行することができます。

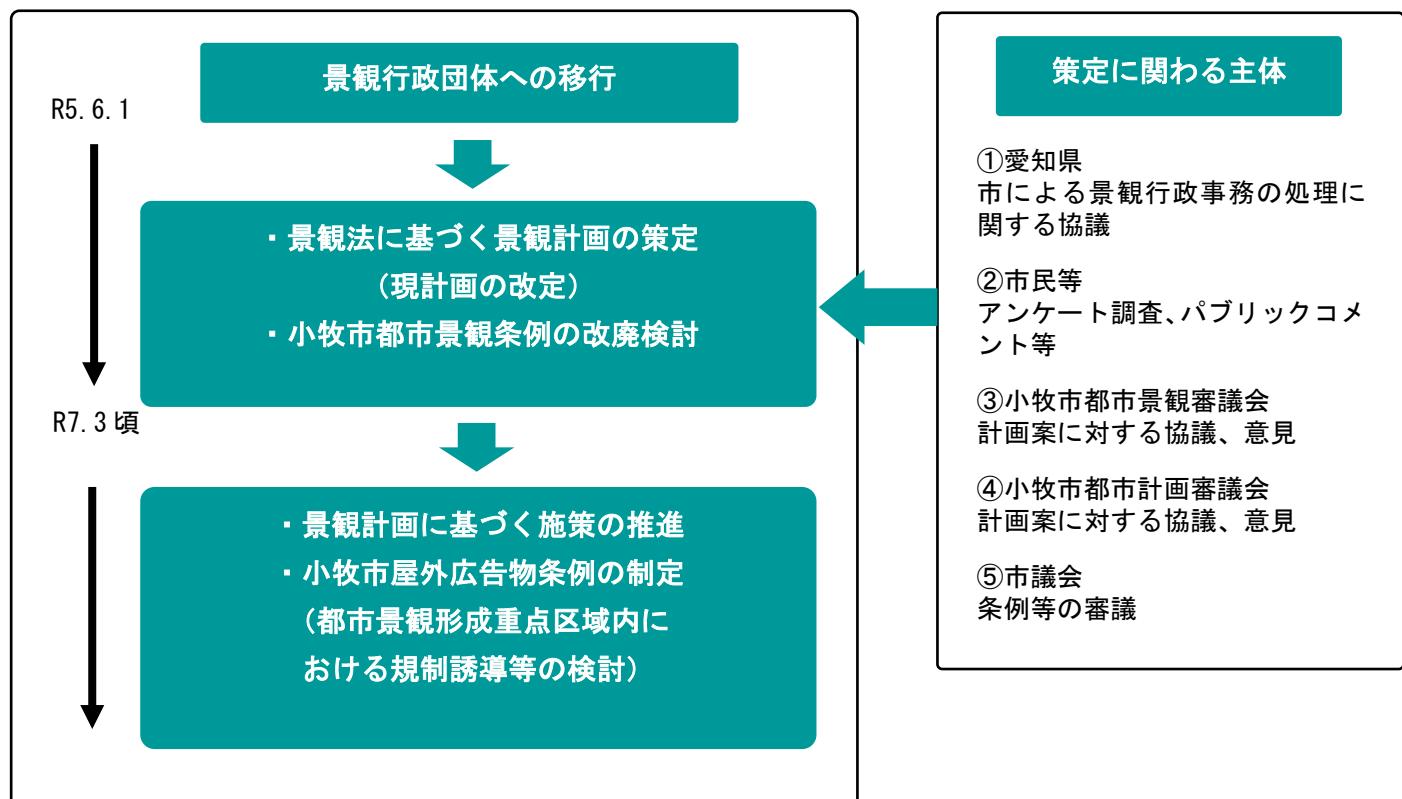
景観法による「景観計画」とは、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画のことで、主に以下の事項を定めなければなりません。（景観法第8条第2項）

- 計画の区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

また、景観計画では、景観法に基づき定める必須項目等とは別に、規制内容の一部を条例で定めることができる仕組みとなっています。

現行の「小牧市都市景観条例」及び「小牧市都市景観基本計画」は、法律に基づかない市独自で制定したものであるため、今回の改定で必要事項等を記載し、景観法に基づく景観計画となるようにします。

◆景観計画等の策定の流れ



◆現計画と景観計画の比較（景観計画に定める事項）

小牧市景観計画（案）	(現計画) 小牧市都市景観基本計画
必須事項	
●景観計画区域	⇒具体的な計画は未設定（ただし、P9の景観構造図は市全域を示している）
●良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	⇒具体的な数値による記載なし
●景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	⇒記載なし
定めることが望ましい事項	
●景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	<p>⇒P17～44に景観形成の方針で示している</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小牧山の景観 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地から小牧山への景観（中・遠景の眺望） ・小牧山近傍の景観（近景） ・小牧山からの景観（中・遠景の眺望） ■東部丘陵の景観 ■中心市街地の景観 ■住宅地・工業地の身近な景観 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の景観 ・工業地の景観 ■都市の軸の景観 <ul style="list-style-type: none"> ・道路軸の景観 ・鉄道軸の景観 ・河川軸の景観
選択事項	
●屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	⇒記載なし
●景観重要公共施設の整備に関する事項	⇒記載なし
●景観重要公共施設の占用等の基準	⇒記載なし
●景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	⇒記載なし
●自然公園法の許可の基準	⇒記載なし